

議案号67第 説明資料

幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例 (昭和28年4月10日 条例第11号)</p> <p>第1条 略 (給与)</p> <p>第2条 略 2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の192.5、12月に支給する場合には<u>100分の202.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>○幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例 (昭和28年4月10日 条例第11号)</p> <p>第1条 略 (給与)</p> <p>第2条 略 2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の192.5、12月に支給する場合には<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4 略</p> <p>第3条 略</p>

幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例 (昭和28年4月10日 条例第11号)</p> <p>第1条 略 (給与)</p> <p>第2条 略 2 略 3 期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の192.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額とする。 4 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>○幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例 (昭和28年4月10日 条例第11号)</p> <p>第1条 略 (給与)</p> <p>第2条 略 2 略 3 期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の200</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の210</u>を乗じて得た額とする。 4 略</p> <p>第3条 略</p>